

令和 7 年 7 月 31 日

保険薬局 開設者 様

近 畿 厚 生 局

施設基準の適合性の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険薬局は、毎年8月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされています。

つきましては、8月1日現在で貴薬局が届け出ている施設基準について要件を満たしているか、下記の手順により貴薬局で確認し、施設基準の要件を満たしていないものがある場合は、「施設基準の適合性の確認について（報告）」により、令和7年8月29日（金）までに提出してください。

記

1. 確認手順について

(1) 施設基準の要件の確認

- ① 8月1日現在で貴薬局が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴薬局で確認してください。
- ② 貴薬局が届け出ている施設基準が不明の場合は、近畿厚生局ホームページに掲載している「届出受理医療機関名簿」をご参照ください。

(2) 施設基準の要件を確認した結果

① すべて要件を満たしている場合

「施設基準の適合性の確認について（報告）」の作成は不要です。

ホームページをご確認の上、「保険薬局における施設基準届出状況報告書」（別紙様式3）及び「提出用表紙」を提出してください。

② 要件を満たしていないものがある場合

「施設基準の適合性の確認について（報告）」の「要件を満たしていない施設基準名」の欄に当該施設基準名を記入の上、要件を満たしていない施設基準の「辞退届」と併せて提出してください。

さらに、ホームページをご確認の上、「保険薬局における施設基準届出状況報告書」（別紙用紙3）及び「提出用表紙」も併せて提出してください。

2. 提出先及び問い合わせ先

前記の報告書等は貴薬局の所在地を管轄する府県事務所等に提出してください。

府県	提出先 お問い合わせ先	
福井県	近畿厚生局 福井事務所	〒910-0019 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎7階 TEL 0776-25-5373
滋賀県	近畿厚生局 滋賀事務所	〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階 TEL 077-526-8114
京都府	近畿厚生局 京都事務所	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691 りそな京都ビル5階 TEL 075-256-8681
大阪府	近畿厚生局 指導監査課	〒540-0011 大阪府中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階 TEL 06-7663-7665
兵庫県	近畿厚生局 兵庫事務所	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎2階 TEL 078-325-8925
奈良県	近畿厚生局 奈良事務所	〒630-8115 奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル2階 TEL 0742-25-5520
和歌山県	近畿厚生局 和歌山事務所	〒640-8143 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5階 TEL 073-421-8311